

健診等 内容表

区分		内容	
特定 保健 指導	動機付け支援	I 初回面接：個別支援（20 分以上の対面又は遠隔面談）又は集団支援（80 分以上の対面又は遠隔面談） II 3 ヶ月後の実績評価：面接又は通信（電子メール、電話、FAX、手紙等）で実施	
	積極的支援	初回面接の形態	
		個別支援（20 分以上の対面又は遠隔面談）又は集団支援（80 分以上の対面又は遠隔面談）	
		実施ポイント数	180 ポイント以上
		3 ヶ月以上の継続的な支援	主な実施形態 ・支援によるポイント制とし、180 ポイント以上の支援を実施すること ・支援の内容については、厚生労働省「標準的な健診・保健指導プログラム」（令和 6 年度版）を参照すること
	終了時評価の形態		3 ヶ月後の実績評価を面接又は通信（電子メール、電話、FAX、手紙等）で実施

内 訳 書

区分		1人当たり委託料単価 (消費税含む)	支払条件※2
特定保健指導※1	動機付け支援 (動機付け支援相当)	13, 200円	・面接による支援終了後に左記金額から初回時に全額徴収する自己負担分を差し引いた保険者負担額の 8/10 を支払 - 残る 2/10 は実績評価終了後に支払
	積極的支援	33, 550円	・初回時の面接による支援終了後に左記金額から初回時に全額徴収する自己負担分を差し引いた保険者負担額の 4/10 を支払 ・残る 6/10(内訳としては 3 ヶ月以上の継続的な支援が 5/10、実績評価が 1/10)は実績評価終了後に支払 ・3 ヶ月以上の継続的な支援実施中に脱落等により終了した場合は、左記金額から初回時に全額徴収する自己負担分を差し引いた保険者負担額の 5/10 に実施済みポイント数の割合を乗じた金額を支払

※1 委託料単価には、電子的標準様式データの作成、受診者への結果通知や情報提供に要する費用を含んだものとする。

※2 特定保健指導の各回の支払額が分割比率の関係で小数点以下の端数が生じる場合は、四捨五入により 1 円単位とする。